

虐待防止指針（訪問介護）

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
浜松市社協在宅サービスセンターほそえ

1 基本理念

利用者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することを基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が利用者に対する虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2 虐待の定義

（１）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（２）心理的虐待

利用者に対し著しい暴言を放つ、または著しく拒絶的な対応や不当な差別的言動をとること、または著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（３）経済的虐待

利用者の同意なしに利用者の金銭を使用したり、利用者の財産を不当に処分したり、利用者から不当に財産上の利益を得ること。また、利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

（４）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

（５）ネグレクト

食事を与えなかったり、放置したり、するべき世話や必要な介護をしないこと。上記（１）から（４）までの行為を放置すること。

3 虐待防止委員会

（１）虐待防止委員会メンバー

	担当者	役 割
虐待防止責任者	北地区センター センター長	行政・関係機関・警察等への報告・相談、法人本部との調整、委員会への助言
虐待防止委員会委員長 虐待防止担当者	北地区センター 副地区センター長	行政・関係機関・警察等への報告・相談、委員会の開催、研修の企画
虐待防止委員会委員	管理者	研修の企画・実施
	サービス提供責任者	虐待防止、身体拘束適正化に関する情報収集

(2) 虐待防止委員会の開催

委員会の開催は年1回とする。また、虐待発生時など必要に応じて随時開催する。委員会の活動および協議内容は次のとおりとする。

- 虐待防止のための指針整備に関すること。
- 虐待防止対策の立案・実施。
- 職員研修の企画・実施。
- 虐待発生時の適切な対応と再発防止に関すること。
- 再発防止策を講じた際は、その効果について評価する。

4 職員研修に関する基本方針

虐待防止のための基本的な考え方を身につけ、虐待防止策に関する情報共有を図り、事業所一丸となって虐待防止に取り組む体制を構築するため、職員研修を実施する。研修は、年1回および新規採用時に実施する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

(1) 虐待に対する職員の責務

被虐待者の心身状況によっては事実が表面化しにくいこと、事業所が関わらない時間帯に発生すること多いため事実が把握しにくいことを十分意識したうえで、職員は日頃から虐待の早期発見に努める。

(2) 虐待の発見および通報

虐待を発見した場合は、職員は虐待防止担当者または虐待防止責任者にすみやかに報告する。虐待防止担当者または虐待防止責任者は、行政の担当課および関係機関に報告する。虐待防止責任者および虐待防止担当者は、報告者が不当に攻撃されたり、権利が侵害されたりしないよう細心の注意を払う。

○事業所の責任者：在宅サービスセンターほそえ 管理者 TEL. 053-527-1567

○事業所の代行者：北地区センター センター長正副 TEL. 053-527-2941

○法人の総括：総務課 TEL. 053-401-5294

○被虐待者の家族、関係者

○行政の担当課：浜松市 介護保険課 TEL. 053-457-2374

浜松市浜名福祉事業所 長寿保険課 北行政センター内 TEL. 053-523-1144

○関係機関：地域包括支援センター細江 TEL. 053-528-2288

地域包括支援センター細江 三ヶ日支所 TEL. 053-528-0788

地域包括支援センター三方原 TEL. 053-428-6333

聖隷ケアプランセンター細江 TEL. 053-435-6581

介護の窓口まほろば ほそえ TEL. 053-596-9332

長田医院 TEL. 053-522-0105

暢生堂寺田クリニック TEL. 053-527-2011

かたの医院 TEL. 053-527-0051

細江越川医院 TEL. 053-522-0008

あつみ医院 TEL. 053-522-1462

(3) 対応策

- ① 虐待防止担当者は、虐待を行ったと思われる本人に対する事実確認と被虐待者および関係者からの情報収集を行う。虐待防止担当者は、単独ではなく、虐待防止委員会委員や虐待防止責任者、行政の担当課、関係機関などの協力を仰ぎ、緊急性の高い場合は警察にも相談しながら、被虐待者の権利と生命の保全を確保するよう努める。

警 察 等 : 細江警察署 Tel. 053-522-0110

- ② 虐待の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求める。虐待者が職員であった場合は、厳正に対処する。虐待防止担当者は、単独ではなく、虐待防止委員会委員や虐待防止責任者とともに対処する。
- ③ 虐待防止委員会を開催し、当該事案に関する検証を行い、再発防止策を作成する。委員会で検討した内容や再発防止策は、全職員に周知する。
- ④ ①から③の対応について、行政の担当課および関係機関に報告する。
- ⑤ 虐待の改善が見られない場合や改善が不十分な場合は、行政や関係機関の協力を仰いで必要な措置を講じ、利用者の安全を確保するよう努める。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者や家族に対し、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 当該指針の閲覧

本指針は、利用者や家族、関係者が自由に閲覧できるよう、事業所内に常設するとともに、WEB 上でも公開する。

附則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。